

事業報告書

令和6(2024)年4月1日から 令和7(2025)年3月31日まで

ICI株式会社

1. 基本理念及びそれに基づく事業運営方針

【事業の目的】

医療機関や地方公共団体等から医療情報、健診情報、介護情報、死亡情報、生活情報を安全に収集・統合し、診療支援や臨床研究を通じて、健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出を促進することで、安全・安心な医療提供体制の構築、医療の質向上並びに健康長寿社会の形成に資することを事業目的とする。

【事業内容】

一般財団法人日本医師会医療情報管理機構（J-MIMO）より委託を受け、医療分野の研究開発に資するよう、医療情報等を安全に収集・統合、及び加工し、加工情報を作成・提供する。更に、提供する加工情報の利活用方法等について、データ提供先研究機関や企業等へのコンサルティングの実施や、データ提供元の医療機関等へ個人情報提供に関する事務支援などの事業を行う。

本事業では、生活・保健・医療・福祉等の現場に負荷をかけずに標準的なデータ連携により、国民の生涯保健情報を安全・安心に収集するため、「生涯保健医療福祉情報統合基盤」を構築・運用する。同基盤は、医療機関や地方公共団体等から医療情報、健診情報、介護情報、死亡情報、生活情報を安全に収集・統合し、診療支援や臨床研究を通じて医療の質向上に資するものである。

これまでの臨床研究は大病院のデータが中心だったが、当該基盤に蓄積された地方公共団体や疫学研究等の情報を連携することで、個々の医療機関の診療に過度の負担を与えることなく、大規模な臨床研究が可能となる。

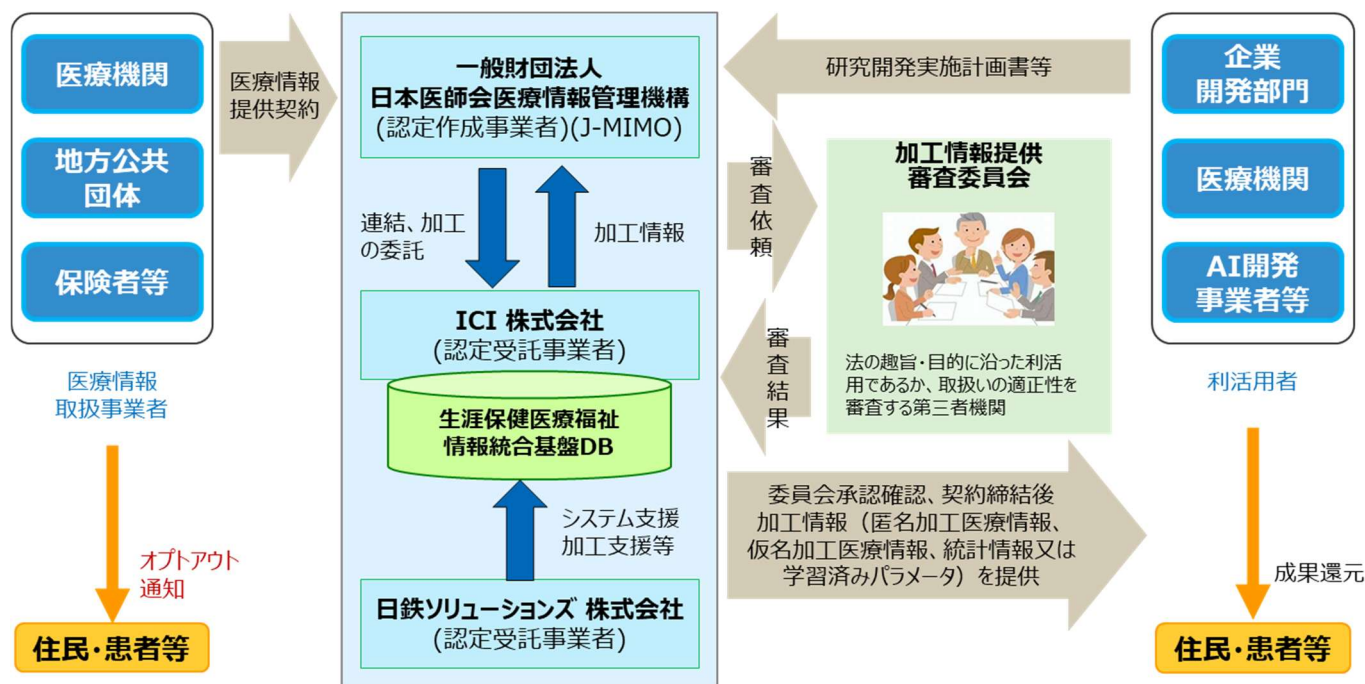
また、ビックデータ解析技術やAI技術の進展により、多様なDBに蓄積されている多種多様の大量の医療等データから、検査結果などの観測データと臨床的知見や薬剤効果、予後との新たな因果関係を見いだすための臨床研究やヘルスケア領域までカバーするコホート研究が加速することが期待できる。

本事業により、生涯保健医療福祉情報統合基盤を安定的かつ長期に運用することで、個人のライフコースである妊娠期・出産期・乳幼児期・少年期・思春期・壮年期・中年期・老年期の各期を網羅した生涯にわたる情報の蓄積が可能となる。これらの情報を活用し、一次予防・二次予防・三次予防を包括して保健医療福祉の統合的な展開を図ることができるため、地域性を有する「かかりつけ医」への支援がこれまで以上に強化され、国民はどの地域に住んでいても安心して生活を送ることができる地域包括ケアシステム、地域共生社会の形成に資するとともに、医療の質の向上、社会保障制度の持続・拡張に寄与することが期待できる。超高齢社会を迎えた我が国において、可能な限り網羅的なデータに基づく合理的な医療政策の実施や、創薬、医療機器や医療・健康サービス産業の推進は不可欠であり、本事業はこれらの課題の解決に大きな役割を果たすものと考ええる。

本事業の全体構想のうち、取得した医療情報を研究用IDの付番により名寄せ・整理し、医療情報加工・解析により作成した加工情報を提供し、これら認定事業管理情報等のトレーサビリティを確保する事業が認定作成事業となる。

なお、本機構は令和6年12月に次世代医療基盤法に基づく認定医療情報等取扱受託事業者として、従来の匿名加工医療情報に加え仮名加工医療情報の作成等の受託を可能とする変更の届出を行った。今後、認定仮名加工医療情報作成事業者である日本医師会医療情報管理機構と連携し、製薬企業等による薬事での利活用にも寄与していく計画である。

＜認定作成事業の概要＞



【情報の主な収集対象】

個別の医療機関、地方公共団体等に散在している医療等情報を、1つ1つ収集することは容易ではない。この課題をクリアするためには、大規模医療法人、国立医療研究センター、国立大学病院、中核医療機関、都道府県医師会、郡市区等医師会等の協力が不可欠なため、日本医師会のネットワークも通じて真摯に働きかけをおこなっている。

当社がJ-MIMOより委託を受けて、医療情報を収集する対象機関は、当面の間、高度急性期病院やがん拠点病院を想定している。軽症慢性期の患者の医療情報を取得するためには、国立医療研究センターや国立大学病院等の協力を得て、地域の医療機関を面的に集約する構想を立案し、地域の医療機関の理解を得て構想を推進する。また、小規模病院や診療所の電子カルテを取得することが難しいため、医療DXにおいて200床未満の医療機関への導入が計画されている標準型電子カルテの普及状況も見据えつつ、NDB (National Database) との連結や、検査センターの協力を得て検査値を取得するなど、複数の手段を組み合わせることで電子カルテに相当する情報を取得する方針である。地方公共団体からは、母子健診から後期高齢者健診までの健診データ、医療レセプト、介護レセプト、予防接種及び住民票の除票を収集する予定である。また、認定作成事業者同士の連携により、病院を主な収集対象とする他の認定作成事業者から、病院の医療等情報を提供してもらうことも可能である。このように間接的に収集した病院からの情報と、直接収集した地方公共団体等からの情報とを突合し、その提供価値を高めることは、J-MIMO及び当社の価値の向上に直結する。

＜取得対象となる医療情報＞

医療情報の種別	主な医療情報取扱事業者	取得済の医療情報	取得を計画している医療情報
医療情報 (カルテ・レセプト・検査)	医療機関 地方公共団体	電子カルテ(患者基本情報、病名、処置・処方、検査結果、調剤情報)、請求情報(レセプト)、DPC調査	電子カルテ(各種レポート・サマリ) 医用画像(DICOM, MFER等)
健診情報 (予防接種含む)	地方公共団体 保険者 事業主	特定健診、後期高齢者健診 予防接種(コロナ、肺炎球菌)	妊婦健診、乳幼児健診、学校健診
介護情報	地方公共団体 介護事業者	被保険者基本情報、給付実績	要介護認定、日常生活自立度、アセスメントシート等
出生・死亡情報	地方公共団体	-----	住民票情報(出生、転入・転出、死亡)
生活情報	PHR事業者 小売業者	-----	PHRデータ(バイタル、服薬等) 日常活動状況(移動、購買等)、 OTC市販薬・サプリメント等

【情報を提供する患者、医療機関等へのメリット還元】

患者・住民や医療機関等が保有する情報を当社へ提供するメリットは、即時的・直接的なものではない。J-MIMOより委託を受けて、情報を提供いただく医療機関、地域医療等団体に対しては、個人情報・医療情報の安全管理と利活用に関する普及啓発支援(シンポジウム、研修会、勉強会等)、加工情報の無償又は割引による提供、医療情報取扱事業者向け支援ツールの提供等を通じて、間接的な支援を行うことでメリットを還元する。

このような支援を継続することにより、日本医師会が推進する地域医師会のかかりつけ医機能や地域包括ケア機能を強化し、中長期的には患者・住民本人に直接的なメリットを還元する計画である。

【事業実施体制】

J-MIMO、当社、及び日鉄ソリューションズ(NSSOL)からなる認定医療情報等取扱受託事業者(認定受託事業者)の体制で匿名加工医療情報作成事業及び仮名作成事業(作成事業)を実施する。

< 事業体制概要 >

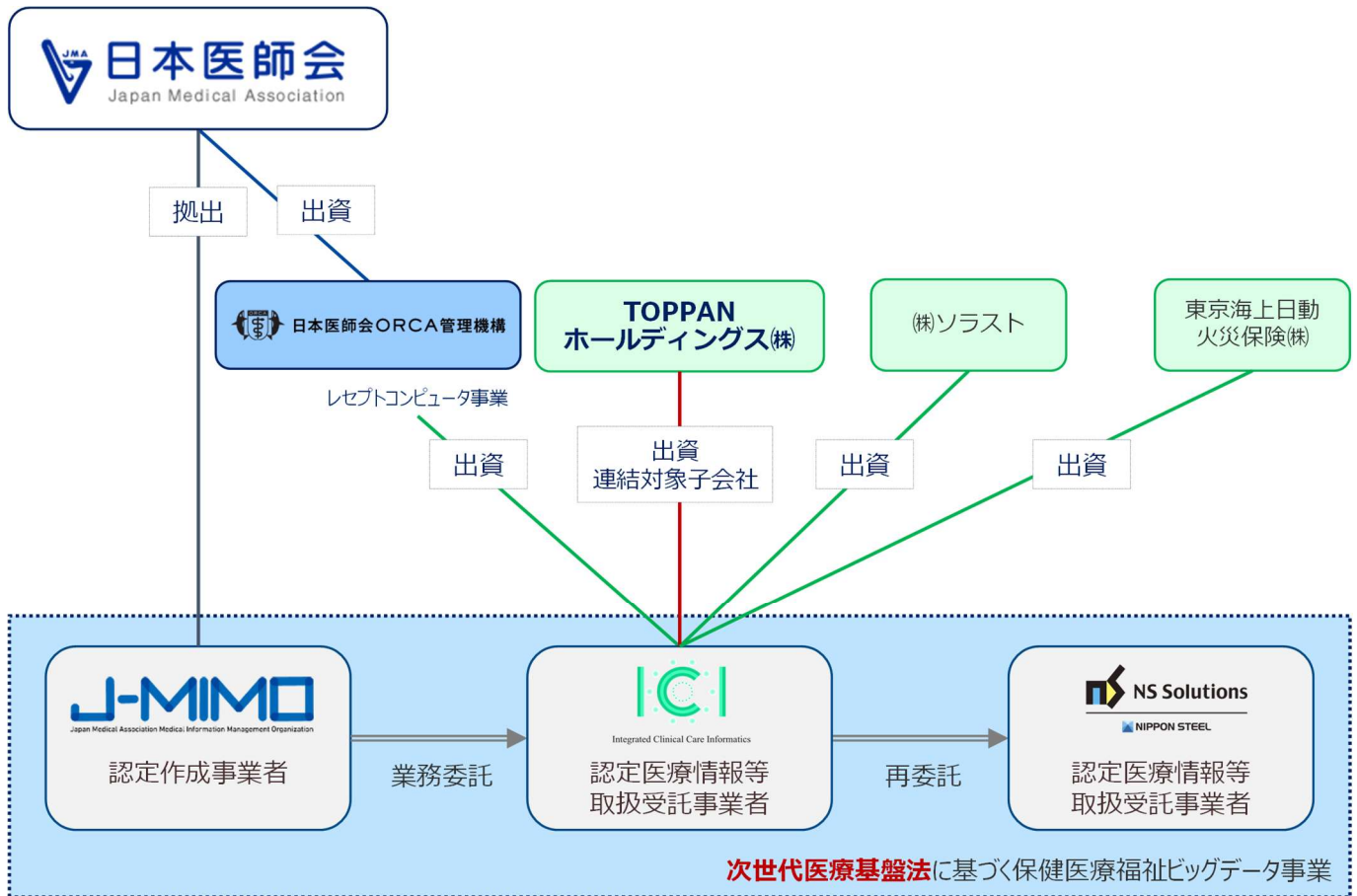


表 各事業者の業務範囲

事業者	業務範囲
一般財団法人日本医師会医療情報管理機構（J-MIMO）	・ 認定作成事業に係る意思決定 ・ 認定作成事業に係るルール策定 ・ 認定作成事業に係る契約管理 ・ 医療情報取扱事業者向け広報活動 ・ 加工情報提供審査委員会の設置/運営 ・ 情報セキュリティ及び情報システムの管理監督 ・ 認定事業管理情報等の取扱いに関する指示/監督（医療情報の受領、医療情報の加工、加工情報の提供、認定事業管理情報等の消去に関する判断を含む）
ICI株式会社	【事業推進支援】 ・ 認定作成事業に係る運営ノウハウ提供 ・ 加工情報の利活用推進、利活用者向け広報活動に係る支援 【相談センター】 ・ 相談センターの受託 【認定事業医療情報等取扱い運用】 ・ J-MIMOの指示・監督に基づく認定事業管理情報等の取得、整理、加工、提供、消去の代行 ・ 次世代医療基盤法ガイドラインに沿った加工・解析支援 ・ J-MIMOの指示・監督に基づく記録の作成・保管・消去 【システム・セキュリティ管理】 ・ J-MIMOの指示・監督に基づくシステム全体の開発・保守・運用管理（ネットワークを含む） ・ J-MIMOの指示・監督に基づく情報セキュリティ対策の実施及び障害・インシデント対応

	・ 事務所内区域ファシリティ管理 ・ データセンター内区域ファシリティの委託
日鉄ソリューションズ株式会社 (NSSOL)	【データセンターサービス】 ・ データセンター内区域ファシリティ管理（ラック内部の機器を除く） 【システム導入・開発・運用支援】 ・ データセンター内区域及び高セキュリティエリアのセキュリティ対策の実施 ・ データセンター内区域及び高セキュリティエリアで扱うシステム導入・開発 ・ ICIの指示・監督に基づくシステム維持改善運用、情報セキュリティ維持改善運用 【匿名加工支援】 ・ ICIの指示・監督に基づく認定事業医療情報等の整理、加工、提供、消去の代行及び記録の作成 ・ 次世代医療基盤法ガイドラインに沿った加工支援等

J-MIMOは作成事業において、主要なルール策定（主要な規程はJ-MIMO理事会の承認事項となる。）、主要な意思決定、医療情報取扱事業者及び利活用者との契約管理を行う。また、医療情報取扱事業者の理解を得るため、日本医師会の協力も得ながら医療情報取扱事業者向けの広報活動を行うとともに、利活用者による研究開発を適正に推進するため、加工情報提供審査委員会を設置し、加工情報の提供に関して審査・承認を行う。このほか、情報セキュリティ及び情報システムの管理監督を行うとともに、認定事業管理情報等の取扱いに関する指示・監督を行う。ここで、認定事業管理情報等の取扱いに関する指示・監督には、医療情報の取得、医療情報の加工、及び加工情報の提供に関する判断を含むものとする。

当社は認定受託事業において、①事業推進支援として、認定作成事業に係る運営ノウハウ提供、加工情報の利活用推進、利活用者向け広報活動に係る支援を行う。また、②相談センターとして、J-MIMO別紙6添付1認定事業管理情報等相談センター運営規程に定める相談センターをJ-MIMO及び当社の共同で設置し、NSSOLから相談者の相談の受付に係る業務を受託することにより、3法人それぞれの相談業務を兼ねることとする。更に、③認定事業管理情報等取扱い運用として、J-MIMOの指示・監督に基づき、認定事業管理情報等の取得、整理、加工、提供、消去の代行、次世代医療基盤法ガイドラインに沿った加工・解析支援、記録の作成・保管・消去を行う。加えて、④システム・セキュリティ管理として、J-MIMOの指示・監督に基づき、システム全体の導入・開発・保守・運用管理（ネットワークを含む）情報セキュリティ対策の実施及び障害・インシデント対応、事務所内区域ファシリティ管理を行い、データセンター内ファシリティ管理をNSSOLに再委託する。

NSSOLは当社からの再委託である認定受託事業において、①データセンターサービスとして、データセンター内ファシリティ管理（ラック内部の機器を除く）を行う。また、②システム導入・開発・運用支援として、データセンター内のセキュリティ対策の実施、データセンター内区域で扱うシステム導入・開発、当社の指示・監督に基づくシステム維持改善運用、情報セキュリティ維持改善運用を行う。更に、③加工支援として、当社の指示・監督に基づき、認定事業管理情報等の整理、加工、提供、消去の代行及び記録の作成を行うとともに、次世代医療基盤法ガイドラインに沿った加工支援を行う。

2. 医療情報を提供する医療情報取扱事業者及び自ら取得する医療情報について

1) 収集規模

令和7年3月末時点での収集規模は、約190万人分である。

令和3年2月に独立行政法人国立病院機構と契約を締結し、令和3年4月以降、同機構以外も含めて58病院から電子カルテ情報（SS-MIX2標準ストレージ）を順次取得している。令和7年3月末時点の電子カ

ルテ情報の収集規模は、約181万人である。

また、令和3年5月及び6月に弘前市及び青森県後期高齢者医療広域連合契約を締結し、国民健康保険、後期高齢者医療制度の健診・レセプト、介護保険のレセプト、予防接種、母子健診等について、数万人規模の自治体経由での医療情報を収集。令和7年3月末時点では、これら自治体情報の収集規模は、9万人である。

更に、令和3年5月に国立大学法人弘前大学とも契約を締結し、弘前大学COI拠点が16年にわたり実施してきた住民の健康に関する追跡研究「岩木健康増進プロジェクト健診」の健診情報を取得している。令和7年3月末時点では、これら情報の収集規模は0.3万人である。

このほか、各地域の都道府県医師会、地方公共団体、医療機関等とも協議を進めている。

2) 収集した医療情報等の内容

令和7年3月末時点で収集した医療情報は、約190万人分である。

令和6年度に収集した主な医療情報等の内容は、下表のとおりである。

属性	収集した医療情報等
基本情報	・氏名、性別、生年月日 ・医療機関情報 カルテ番号、診療年月、保険医氏名、麻薬免許番号 ・保険情報 審査支払機関情報、保険者情報、被保険者情報 ・公費に関する情報 区分・公費・負担割合・課税所得区分など
診療行為 関連情報	・診療行為に対応する傷病名情報 ・診療行為の内容に関する情報 診療実施年月日、診療内容、検査、処置、処方・調剤、 手術、麻酔、輸血、移植、入退院(入院日、退院日)、 食事、使用された特定機材、リハビリ情報 ・DPC 病院入院関連情報 入院情報(病棟移動、予定・緊急入院)、前回退院年月、 入院時年齢、出生時体重、JCS(意識障害)、Burn Index、重症度
その他	・検査結果(血算・生化・生理 など) ・健診情報(住民追跡研究)

3. 自ら提供する匿名加工医療情報及び匿名加工医療情報取扱事業者について

令和7年3月末時点で提供した匿名加工医療情報は、約174万人(のべ27件)である。

提供先の匿名加工医療情報取扱事業者は、4件が民間企業(事業会社)や自治体、3件が研究機関(大学)である。

また、複数の匿名加工医療情報取扱事業者(研究機関・一般事業会社等等)から相談を受けている。

4. その他

【1】人員について

- ・本事業に必要な人員は、管理職や経理・法務等の間接部門人材のほか、データの収集と利活用に関してフィールド介入や情報提供先への提案ができる医療情報コンサルタント、機械学習を用いて大規模データの匿名加工と解析ができる医療データサイエンティスト、専門的な見地からセキュリティ対策を講じるセキュリティ専門家、及びデータの管理を監督する上級システムエンジニアである。
- ・令和6年度は、医療情報コンサルタント、データ管理職能及び間接部門職能の採用を行い、年度

末において、取締役4名（うち常勤2名）のほか、以下のとおりの体制となった。

職種	当年度
	(2024年度)
コンサルタント	18人
データ管理	21人
セキュリティ機能	3人
間接部門機能	3人
人員数合計	45人

【2】設備について

人件費を除き、投資予算として規模が大きいと思われる事項については、以下のとおりである。

- ・データ収集のためのインフラ整備
 - － 各地域における地域医療連携システム（EHR）からデータ収集を行うことを想定。各自治体、地域の EHR からのデータ出力、生涯保健情報統合基盤とのインターフェース改修費用を見込む。
 - － 当年度においては、生涯保健情報統合基盤の改修等のため約 187 百万円の投資を行った。
- ・データ保存のためのデータセンター構築・使用料
 - － データストレージ費用は、すべてを資産として管理するのではなく、データセンターの構築・利用料として計上する想定。
 - － 当年度においては、データセンター構築・利用料・クラウド利用料として約 129 百万円の支出を行った。

以上